



第19期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年6月27日（火曜日）

午前10時

開催場所

東京都江東区新木場四丁目4番15号

東京地下鉄株式会社

総合研修訓練センター 2階講堂

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役11名選任の件	
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	
事業報告	17
連結計算書類	42
計算書類	57
監査報告書	69

2023年6月5日

株 主 各 位

東京都台東区東上野三丁目19番6号

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山 村 明 義

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時00分
- 2 場 所 東京都江東区新木場四丁目4番15号
東京地下鉄株式会社 総合研修訓練センター 2階 講堂
- 3 会議の目的事項
報 告 事 項 (1) 第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.tokyo-metro.jp/index.html>) に掲載させていただきます。

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、東京都区部及びその周辺において、公共性の高い地下鉄事業を中心に事業展開を行っており、長期にわたる安定的な経営基盤の確保・強化に努めるとともに、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針といたします。

当期の剰余金の配当につきましては、この基本方針のもと、普通株式1株当たり20円とさせていただくことで、株主への利益還元を充実させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金20円

総額11,620,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部について、以下のとおり所要の変更を行うことといたしたく存じます。

1 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の事業目的の一部を変更するものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、現行定款第5条（公告方法）を電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 機動的な資本政策遂行を可能とするため、変更案第7条（自己の株式の取得）を新設するものであります。
- (4) 単元株式数を100株とするため、現行定款第7条（単元株式数）の一部を変更するものであります。
- (5) 定款に定めを設けることにより、単元未満株式の権利を制限することが可能であることから、変更案第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (6) 単元未満株主の権利保護に対応するため、会社法第194条第1項の規定に基づき変更案第10条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- (7) 株主名簿管理人を置き株式事務を担当させることとするため、現行定款第8条（株主名簿管理人）の一部を変更するものであります。
- (8) 株主総会資料の電子提供制度に対応するため、変更案第16条（電子提供措置等）を新設するものであります。
- (9) 議決権の代理行使を行う際、その代理人の数を1名と定めるため、現行定款第14条（議決権の代理行使）の一部を変更するものであります。
- (10) 経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第18条（代表取締役及び役付取締役）に定める副会長の員数を1名から若干名に変更するものであります。
- (11) 会議運営業務の効率化を図るため、現行定款第22条（取締役会の議事録）及び第32条（監査役会の議事録）に定める議事録について電子署名を可能とする旨へ変更するものであります。
- (12) その他、上記の各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (19) [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(20) [条文省略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (19) [現行どおり]</p> <p><u>(20) 有価証券の売買、保有、運用及び投資</u></p> <p><u>(21) 金融商品取引業</u></p> <p><u>(22) [現行どおり]</u></p>
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 本会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 本会社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第9条 本会社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p>	<p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) 第10条 本会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(株主名簿管理人) 第8条 本会社は株主名簿管理人を置き、株式の名義書換等の事務を担当させることができる。 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>
<p>第9条～第12条 [条文省略]</p>	<p>第12条～第15条 [現行どおり]</p>
<p>[新設]</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>) 第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第13条 [条文省略]</p>	<p>第17条 [現行どおり]</p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。ただし、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。 2 株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、株主総会ごとにあらかじめ本会社に代理権を証明する委任状を提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、株主総会ごとにあらかじめ本会社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p>
<p>第15条～第17条 [条文省略]</p>	<p>第19条～第21条 [現行どおり]</p>

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。</p> <p>2 本会社には、会長及び副会長各1名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>3～7 [条文省略]</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 [現行どおり]</p> <p>2 本会社には、会長1名並びに副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>3～7 [現行どおり]</p>
<p>第19条～第21条 [条文省略]</p>	<p>第23条～第25条 [現行どおり]</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>第23条～第26条 [条文省略]</p>	<p>第27条～第30条 [現行どおり]</p>
<p>(監査役の選任決議)</p> <p>第27条 第16条第1項及び第2項の規定は、監査役に準用する。</p>	<p>(監査役の選任決議)</p> <p>第31条 第20条第1項及び第2項の規定は、監査役に準用する。</p>
<p>第28条～第31条 [条文省略]</p>	<p>第32条～第35条 [現行どおり]</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>第33条～第39条 [条文省略]</p>	<p>第37条～第43条 [現行どおり]</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	再任 川澄俊文	代表取締役副会長	19/19回 (100%)
2	再任 山村明義	代表取締役社長	19/19回 (100%)
3	再任 小坂彰洋	常務取締役 経営企画本部副本部長 経営企画本部経営管理部及び株式上場準備室並びに人事部担当	19/19回 (100%)
4	再任 小川孝行	常務取締役 鉄道本部副本部長 鉄道本部鉄道統括部、C X・マーケティング部及び営業部担当	19/19回 (100%)
5	再任 中澤英樹	取締役 鉄道本部副本部長 鉄道本部車両部及び電気部担当	19/19回 (100%)
6	新任 堂免敬一	人事部長	※
7	新任 鈴木信行	財務部長	※
8	再任 杉山武彦	社外 取締役	19/19回 (100%)
9	新任 小林英三	社外	— ※
10	新任 武井奈津子	社外	— ※
11	新任 井村順子	社外	— ※

※新任の取締役候補者のため、該当事項はございません。

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

当社取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性が確保されるよう努めております。

候補者 番号	氏名	経営	財務・会計	法務・リスク マネジメント	人事・労務・ 人財開発	安全・輸送サ ービス	まちづくり・ 不動産・都市 生活創造	技術開発・ DX	サステナビ リティ
1	かわすみ とし ふみ 川澄 俊文	●	●		●				●
2	やまむら あき よし 山村 明義	●	●		●	●		●	
3	こさか あき ひろ 小坂 彰洋	●					●	●	
4	おがわ たか ゆき 小川 孝行			●	●		●		
5	なかざわ ひで き 中澤 英樹					●		●	
6	どうめん けい いち 堂免 敬一				●				●
7	すずき のぶ ゆき 鈴木 信行	●	●						
8	すぎやま たけ ひこ 杉山 武彦	●							●
9	こばやし えい ぞう 小林 英三	●	●		●				
10	たけい なつ こ 武井 奈津子	●		●					
11	いむら じゅん こ 井村 順子		●		●				

※) 各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

<p>候補者番号 1</p>	<p>かわ すみ とし ふみ 川澄 俊文 1955年7月18日生 再任</p>
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1980年6月 東京都入都 2016年6月 同 副知事 2018年8月 公益財団法人東京都環境公社理事長 2019年6月 当社代表取締役副会長（現在に至る）</p>
<p>所有する当社の株式の数： 0株</p>	<p>取締役候補者とした理由 経営、財務・会計、人事・労務・人財開発、サステナビリティに関する豊富な経験、知見を有しており、これらの視点を活かした当社の企業価値向上を期待し、引き続き取締役として選任するものであります。</p>
<p>取締役会への出席状況： 19回／19回（100%）</p>	
<p>候補者番号 2</p>	<p>やま むら あき よし 山村 明義 1958年3月3日生 再任</p>
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1980年4月 帝都高速度交通営団入団 2007年6月 当社鉄道本部鉄道統括部長 2011年6月 同 取締役 2014年6月 同 常務取締役 2015年6月 同 専務取締役 2017年6月 同 代表取締役社長（現在に至る）</p>
<p>所有する当社の株式の数： 0株</p>	<p>取締役候補者とした理由 経営、財務・会計、人事・労務・人財開発、安全・輸送サービス、技術開発・DXに関する豊富な経験、知見を有しており、これらの視点を活かした当社の企業価値向上を期待し、引き続き取締役として選任するものであります。</p>
<p>取締役会への出席状況： 19回／19回（100%）</p>	

<p>候補者番号 3</p>	<p>こ さか あき ひろ 小坂 彰洋 1962年6月11日生 再任</p>
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1986年4月 帝都高速度交通営団入団 2013年4月 当社経営企画本部投資計画部長及び渋谷駅基盤整備担当部長 2017年6月 同 取締役 2021年6月 同 常務取締役（現在に至る）</p> <p><当社における担当> 経営企画本部副本部長 経営企画本部経営管理部及び株式上場準備室並びに人事部担当</p>
<p>所有する当社の株式の数： 0株</p>	<p>取締役候補者とした理由 経営、まちづくり・不動産・都市生活創造、技術開発・DXに関する豊富な経験、知見を有しており、これらの視点を活かした当社の企業価値向上を期待し、引き続き取締役として選任するものであります。</p>
<p>取締役会への出席状況： 19回／19回（100%）</p>	
<p>候補者番号 4</p>	<p>お がわ たか ゆき 小川 孝行 1963年10月23日生 再任</p>
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1986年4月 帝都高速度交通営団入団 2013年4月 当社鉄道本部営業部長 2017年6月 同 取締役 2021年6月 同 常務取締役（現在に至る）</p> <p><当社における担当> 鉄道本部副本部長 鉄道本部鉄道統括部、CX・マーケティング部及び営業部担当</p>
<p>所有する当社の株式の数： 0株</p>	<p>取締役候補者とした理由 法務・リスクマネジメント、人事・労務・人財開発、まちづくり・不動産・都市生活創造に関する豊富な経験、知見を有しており、これらの視点を活かした当社の企業価値向上を期待し、引き続き取締役として選任するものであります。</p>
<p>取締役会への出席状況： 19回／19回（100%）</p>	

<p>候補者番号 5</p>	<p>なか ざわ ひで き 中澤 英樹 1962年5月22日生 再任</p>
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1986年4月 帝都高速度交通営団入団 2014年4月 当社鉄道本部運転部長 2019年6月 同 取締役（現在に至る）</p> <p><当社における担当> 鉄道本部副本部長 鉄道本部車両部及び電気部担当</p>
<p>所有する当社の株式の数： 0株</p>	<p>取締役候補者とした理由 安全・輸送サービス、技術開発・DXに関する豊富な経験、知見を有しており、これらの視点を活かした当社の企業価値向上を期待し、引き続き取締役として選任するものであります。</p>
<p>取締役会への出席状況： 19回/19回（100%）</p>	
<p>候補者番号 6</p>	<p>どう めん けい いち 堂免 敬一 1967年3月16日生 新任</p>
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1990年4月 帝都高速度交通営団入団 2016年4月 当社広報部長 2019年4月 同 人事部長（現在に至る）</p>
<p>所有する当社の株式の数： 0株</p>	<p>取締役候補者とした理由 人事・労務・人財開発、サステナビリティに関する豊富な経験、知見を有しており、これらの視点を活かした当社の企業価値向上を期待し、新たに取締役として選任するものであります。</p>

<p>候補者番号 7</p>	<p>すず き のぶ ゆき 鈴木 信行 1966年4月8日生 新任</p>
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1990年4月 帝都高速度交通営団入団 2016年4月 当社財務部長（現在に至る）</p>
<p>所有する当社の株式の数： 0株</p>	<p>取締役候補者とした理由 経営、財務・会計に関する豊富な経験、知見を有しており、これらの視点を活かした当社の企業価値向上を期待し、新たに取締役として選任するものであります。</p>
<p>候補者番号 8</p>	<p>すぎ やま たけ ひこ 杉山 武彦 1944年11月26日生 再任 社外</p>
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1986年4月 一橋大学商学部教授 2004年12月 同 学長 2011年4月 一般財団法人運輸政策研究機構副会長・運輸政策研究所所長 2015年6月 空港施設株式会社社外取締役（現在に至る） 2017年6月 当社社外取締役（現在に至る）</p>
<p>所有する当社の株式の数： 0株</p>	<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 経営、サステナビリティに関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜監督・助言を行っていただくことを期待し、社外取締役としての選任を引き続きお願いするものであります。</p>
<p>取締役会への出席状況： 19回／19回（100%）</p>	

<p>候補者番号 9</p>	<p>こばやし えい ぞう 小林 英三 1948年9月8日生 新任 社外</p>
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1972年4月 日本銀行入行 2002年6月 同 理事 2006年5月 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）シニア・アドバイザー 2007年7月 同 副会長 2010年5月 日本証券金融株式会社顧問 2010年6月 同 専務取締役 2012年6月 同 代表取締役社長 2019年6月 同 執行役会長（現在に至る） 2019年6月 日本電子計算株式会社取締役（現在に至る） 2019年6月 日本ビルディング株式会社取締役（現在に至る）</p>
<p>所有する当社の株式の数： 0株</p>	<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>経営、財務・会計、人事・労務・人材開発に関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜監督・助言を行っていただくことを期待し、社外取締役としての選任を新たにお願ひするものであります。</p>
<p>候補者番号 10</p>	<p>たけい なつこ 武井 奈津子 1961年2月10日生 新任 社外</p>
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1983年4月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）入社 2013年6月 同 執行役員SVP 2021年6月 同 常務法務部シニアゼネラルマネジャー</p>
<p>所有する当社の株式の数： 0株</p>	<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>経営、法務・リスクマネジメントに関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜監督・助言を行っていただくことを期待し、社外取締役としての選任を新たにお願ひするものであります。</p>

候補者番号

11

い むら
井村じゅん こ
順子

1960年5月7日生

新任

社外



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 宇宙開発事業団（現：宇宙航空研究開発機構）入社
 1990年10月 朝日新和会計社（現：有限責任あずさ監査法人）入社
 1993年5月 太田昭和監査法人（現：E Y新日本有限責任監査法人）入社
 2005年5月 新日本監査法人（現：E Y新日本有限責任監査法人）パートナー
 2011年6月 新日本有限責任監査法人（現：E Y新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
 2015年9月 多摩大学大学院MBAコース客員教授（現在に至る）
 2018年7月 井村公認会計士事務所開設（現在に至る）
 2019年6月 株式会社商船三井社外監査役（現在に至る）
 2019年12月 長谷川香料株式会社社外監査役（現在に至る）
 2020年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役監査等委員（現在に至る）

所有する当社の株式の数：
0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

財務・会計、人事・労務・人財開発に関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜監督・助言を行っていただくことを期待し、社外取締役としての選任を新たにお願いするものであります。

(注) 1 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2 候補者のうち杉山武彦氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

3 候補者のうち井村順子氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していませんが、長年に亘り公認会計士として監査法人における要職を歴任しているほか社外監査役としての実績も豊富であり、企業の財務及び会計に関する専門的な見地から監督・助言を行っていただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

4 当社は、杉山武彦氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、小林英三氏、武井奈津子氏及び井村順子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

5 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が法律上負担することになる、第三者訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会の終結の時をもちまして、取締役を退任いたします本田勝氏、古屋俊秀氏、野焼計史氏、黒須良行氏、西倉鉄也氏、渡邊良氏、是澤正人氏及び徳永幸久氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の規程に従い、総額92百万円以内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名		略歴	
ほんだ 本田	まさる 勝	2019年6月	当社代表取締役会長（現在に至る）
ふるや 古屋	としひで 俊秀	2015年6月 2017年6月 2022年6月	当社取締役 同 常務取締役 同 専務取締役（現在に至る）
のやき 野焼	かずふみ 計史	2015年6月 2017年6月 2022年6月	当社取締役 同 常務取締役 同 専務取締役（現在に至る）
くろす 黒須	よしゆき 良行	2015年6月 2017年6月 2022年6月	当社取締役 同 常務取締役 同 専務取締役（現在に至る）
にしくら 西倉	てつや 鉄也	2019年6月	当社常務取締役（現在に至る）
わたなべ 渡邊	りょう 良	2019年6月	当社常務取締役（現在に至る）
これさわ 是澤	まさひと 正人	2021年6月	当社取締役（現在に至る）
とくなが 徳永	ゆきひさ 幸久	2020年11月 2021年6月	当社審議役 同 取締役（現在に至る）

株主総会参考書類

また、当社は、2023年3月24日開催の取締役会において、本総会の終結の時をもちまして、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

つきましては、第3号議案が原案どおり承認可決された場合に重任する取締役6名および在任中の監査役4名のうち3名に対し、本総会の終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の規程に従い、総額105百万円以内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたく存じます。

なお、支給の時期は、各氏の取締役又は監査役退任の時とし、その具体的な金額、支給の方法は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名		略歴	
かわすみ 川澄	としふみ 俊文	2019年6月	当社代表取締役副会長（現在に至る）
やまむら 山村	あきよし 明義	2011年6月 2014年6月 2015年6月 2017年6月	当社取締役 同 常務取締役 同 専務取締役 同 代表取締役社長（現在に至る）
こさか 小坂	あきひろ 彰洋	2017年6月 2021年6月	当社取締役 同 常務取締役（現在に至る）
おがわ 小川	たかゆき 孝行	2017年6月 2021年6月	当社取締役 同 常務取締役（現在に至る）
なかざわ 中澤	ひでき 英樹	2019年6月	当社取締役（現在に至る）
すぎやま 杉山	たけひこ 武彦	2017年6月	当社社外取締役（現在に至る）
うえだ 上田	まさと 正人	2021年6月	当社常勤監査役（現在に至る）
さいとう 齋藤	ひろし 宏	2007年6月	当社監査役（現在に至る）
えんよ 延與	かつら 桂	2022年6月	当社監査役（現在に至る）

以上

1 企業集団の現況に関する事項

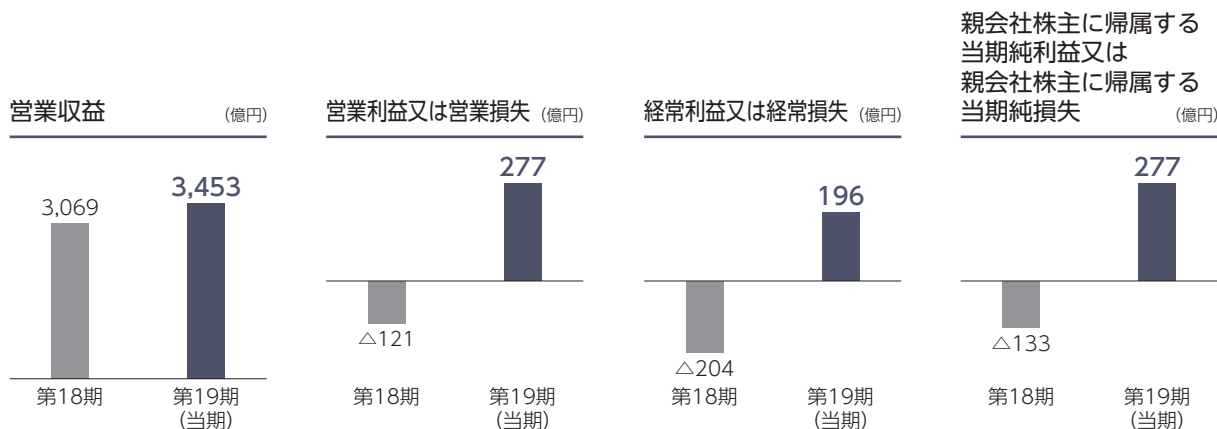
1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しています。なお、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

このような状況下で、当社グループは、2022年4月に公表した中期経営計画「東京メトロプラン2024」に基づき、各種施策を積極的に推進いたしました。

本計画期間において、お客様の安全を第一に、3つのキーワード「安心な空間」「パーソナライズド」「デジタル」をベースとして、鉄道事業の持続可能性の向上を図るべく、安全の確保を前提に、次世代に向けたコスト構造や業務の抜本的な見直し等、『構造変革』に取り組むとともに、新線建設、お出かけ機会の創出、都市・生活創造事業の強化等、『新たな飛躍』を目指した取組を推進いたしました。

当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症の影響から一部回復したことに伴い、旅客運輸収入等が増加し、営業収益が3,453億7千万円（前期比12.5%増）となり、営業利益が277億7千7百万円（前期は営業損失121億1千7百万円）、経常利益が196億9千4百万円（前期は経常損失204億9千7百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益が277億7千1百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失133億9千7百万円）となりました。



運輸業

新型コロナウイルス感染症への取組として、窓開けによる車内換気、駅設備の消毒及び駅構内への消毒液の設置を継続して実施いたしました。

2021年6月に日比谷線八丁堀駅で発生した多機能トイレの機能不備によるお客様発見の遅れについては、これを厳粛に受け止め、2022年6月に「八丁堀駅お客様発見遅れに関する再発防止対策報告書」を公表いたしました。報告書に基づく再発防止対策を確実に推進し、今後も外部有識者を交えたフォローアップ会議の開催による対策の進捗状況確認等により、お客様の安全を最優先とする企業文化の醸成に努め、当社施設内の各種設備について確実な施工、保守・点検を徹底してまいります。

① 安全性・利便性の向上

セキュリティの強化については、テロ行為や犯罪に備え、車内セキュリティカメラを増設いたしました。また、「車内非常用設備等の表示に関するガイドライン」を踏まえ、2022年8月から当社全路線の車内ディスプレイで、車内緊急時における非常用設備の使用方法等に関するご案内映像を放映したほか、ホームドアや車両にステッカーの貼り付けを行うなど、ピクトグラムを活用した分かりやすい表示の共通化を進めております。

自然災害対策については、トンネル中柱等の耐震補強を進めたほか、大規模浸水対策として、駅出入口において、想定される浸水深に応じた改良や防水扉・止水板等の設置を進めております。また、大規模停電対策として、停電等により駅間に停止した列車を最寄駅まで走行可能とするため、丸ノ内線車両への非常用バッテリーの搭載を進めております。

また、列車運行の安定性向上に向けた取組として、2022年11月から丸ノ内線の一部区間においてC B T C（無線式列車制御システム）の走行試験を開始いたしました。

お客様の円滑な移動の実現については、お身体の不自由なお客様をはじめとした全てのお客様に安心してご利用いただけるよう、エレベーター及びエスカレーターの整備を進めたほか、2025年度までのホームドア全路線全駅への整備をはじめとした各種バリアフリー設備の整備を着実に推進するため、2023年3月に鉄道駅バリアフリー料金を導入いたしました。また、東京メトロmy！アプリによる号車ごとのリアルタイム混雑状況の配信を全路線に拡大いたしました。さらに、安全性及び車内での快適性を向上させ、環境にも配慮した新型車両として、半蔵門線に18000系車両の導入を進めております。



(ホームドアの整備事例)

このほかお客様からのお問合せに対してよりスピーディに対応するため、2022年9月にデジタル技術を活用したAIチャットボットサービス「東京メトロチャットボット」を当社ホームページ上で開始いたしました。

② 有楽町線延伸・南北線延伸等によるネットワーク発展・充実

有楽町線延伸・南北線延伸に向けては、各種手続き等について関係各所と協議・調整を行っております。また、2023年3月から南北線・副都心線と相鉄新横浜線・東急新横浜線の直通運転を開始いたしました。

③ 地域との連携・メトポの活用等による新たなお出かけ機会の創出

メトロポイントクラブにおいて、2023年3月に毎月のご利用状況に応じてポイントを進呈する新サービス「ランク制度」を導入いたしました。また、City Tourism（東京の都市内観光）の促進施策として、Tokyo Subway Ticketと沿線の観光施設入場券のセット券について、連携する観光施設数を拡大したほか、企業や自治体とタイアップしたスタンプラリーや、旅行会社と共同で沿線の魅力を伝えるツアーを実施いたしました。

「my! 東京Maas」の推進については、東京都交通局と共同で、両社局の公式アプリ（東京メトロmy!アプリ及び都営交通アプリ）を介して2022年10月に人力車・水上タクシー、2023年2月にはバスツアーの利用予約を可能といたしました。

④ 新技術の導入とDXによる鉄道オペレーションの進化

企業や研究機関等と連携した新技術の導入・開発やDXの推進等により、持続的な企業価値向上を図り、将来にわたる安心の提供を実現するため、故障予知技術・劣化予測技術の促進（CBM）の検討を進めております。

⑤ 不動産事業の拡大とまちづくりとの連携

まちづくりとの連携については、駅周辺開発を計画・検討する都市開発事業者等と連携した「えき・まち連携プロジェクト」として、開発提案を募集しております。また、東西線茅場町駅においては、2022年12月に地上部の大規模複合用途ビルへの地下接続通路を供用開始いたしました。

⑥ 海外鉄道ビジネスの拡大・新規ビジネスの開発推進

海外鉄道ビジネスについては、ベトナム、フィリピン、インドネシア等において各プロジェクトを推進しております。また、世界の鉄道関係者向けオンライン講座「Tokyo Metro Academy」を8講座開講いたしました。

新規ビジネスの開発については、2023年1月に新たな技術を活用した需要創出を目的に「Tokyo Metro ACCELERATOR 2020」採択企業である株式会社GATARIと、MR（複合現実）技術を活用したバーチャルライブ・ラリー「クロケスタ駅ナカLIVE!!」を実施いたしました。

⑦ 脱炭素・循環型社会への貢献

脱炭素社会の実現に向けた取組として、長期環境目標「メトロCO₂ゼロ チャレンジ 2050」のCO₂排出量の2030年度目標を2013年度比「△30%」から「△50%」に見直しました。また、2022年12月に銀座線1編成の運行に使用する電力を非化石証書により実質再エネ化し、CO₂排出量を実質ゼロとした「ちかエコトレイン サステナ号」を運行いたしました。

循環型社会の実現に向けた取組として、使用済乗車券をトイレトペーパーにリサイクルするなど、環境負荷の低減を推進しております。2022年11月には東西線妙典駅高架下のフィットネスクラブ「greener」のマルシェにて、フードドライブを実施いたしました。

⑧ 経営基盤の強化

安全文化の醸成としては、お客様の安全を第一とし、事故の未然防止、再発防止に取り組むため、安全研修等を実施いたしました。

社員の働きがいの創出については、社員がライフステージに応じて安心して働き続けられるよう、男性が取得する育児休職を一部有給化したほか、自律的な成長・キャリア実現を支援する社内複業制度や自己研鑽のための休職制度等を新たに導入いたしました。また、取引先や社員をはじめ、全てのステークホルダーの人権を尊重した事業運営を行うコミットメントとして、2023年3月に東京メトログループ人権方針を制定いたしました。

豊かな社会のためのパートナーシップについては、東京マラソンへの参画等を通じてスポーツ振興、地域・社会の活性化に取り組み、総合研修訓練センターにおいて近隣の中学校の生徒を対象に鉄道業務体験学習会、沿線の特別支援学校の生徒を対象に鉄道施設体験会を実施いたしました。また、銀座駅にて地方自治体が開催する「ふるさとPRイベント」をサポートしたほか、公益財団法人メトロ文化財団の地下鉄博物館特別展等を支援いたしました。

(参考)

当社は、公益財団法人メトロ文化財団に対し、地下鉄博物館の運営に供する土地として東西線葛西駅周辺の高架下用地を無償で貸し付けているほか、当連結会計年度において、5億1千1百万円の寄付を行いました。

運輸業の当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症の影響から一部回復したことに伴い、旅客運輸収入が増加し、営業収益が3,122億6千万円（前期比13.0%増）、営業利益が146億4百万円（前期は営業損失236億5千6百万円）となりました。

不動産事業

不動産事業においては、収益力向上を図るべく、駅周辺の都市開発と一体となった建物の整備や、新宿駅西口地区開発計画を推進いたしました。

不動産事業の当連結会計年度の業績は、営業収益が137億4千万円（前期比0.8%増）、営業利益が53億4千7百万円（前期比16.0%増）となりました。



(新宿駅西口地区開発計画/建物イメージ)

流通・広告事業

流通・広告事業においては、収益確保を図るとともに、お客様の「新たな日常」を支え、ニーズに迅速に対応するため、各種施策を推進いたしました。

流通事業については、「メトロ・エム後楽園」をはじめとした商業ビルや、「E c h i k a表参道」等の駅構内店舗において、空き区画の解消や店舗入替を行うとともに、駅構内の空きスペースを有効活用するなど、収益確保に努めてまいりました。

広告事業については、半蔵門線渋谷駅に新設した駅構内デジタルサイネージ等により、収益確保に努めてまいりました。

流通・広告事業の当連結会計年度の業績は、営業収益が236億5千6百万円（前期比8.8%増）、営業利益が76億8千7百万円（前期比13.2%増）となりました。

2 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の主なものは、次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事

車両新造（丸ノ内線36両、有楽町・副都心線24両、半蔵門線70両）

(2) 施行中の主な工事

車両新造

バリアフリー設備新設工事

大規模浸水対策工事

銀座線渋谷駅移設工事

飯田橋駅～九段下駅間折返し線整備

茅場町駅改良工事

南砂町駅改良工事

浅草駅折返し線整備

ホームドア整備

セキュリティカメラ整備

3 資金調達の状況

当連結会計年度においては、有楽町線延伸（豊洲・住吉間）、南北線延伸（品川・白金高輪間）及び豊洲駅の改良事業への充当資金として、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構より1,921億2千万円の借入を行いました。その他、民間の金融機関から150億円の借入、社債300億円を発行しました。

この結果、当連結会計年度末の借入金及び社債の残高は、1兆1,399億8千8百万円となりました。

4 対処すべき課題

当社グループは、グループ理念「東京を走らせる力」の実現を目指して、中期経営計画及び事業計画に基づき、東京を中心とした首都圏の鉄道ネットワークの中核を担う交通事業者として、お客様の安全を第一に様々な取組を進めることで、持続的な企業価値の向上に努めております。

コロナ禍で加速したテレワークやWeb会議等業務のオンライン化の定着により、人々の意識・行動や消費活動・企業活動及び社会構造等が大きく変化し、当社の経営環境は厳しい状況が続いております。また、台風・豪雨災害等の自然災害の頻発・激甚化や、サプライチェーン途絶等様々な要因による部品の供給不足、資源・エネルギー価格の高騰、世界的な金融引き締めによる調達金利の上昇等のリスクも顕在化しており、当社を取り巻く外部環境は引き続き不透明な状況です。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は落ち着きの兆しが見えてきており、行動制限緩和等による人々の外出機会の増加に伴い、当社の旅客運輸収入は回復に向かいつつあるなど、中期経営計画策定時の前提が大きく変化してきていることから、2023年3月には、「東京メトロプラン2024」の各種施策に取り組みつも、設備投資計画や経営目標値等の見直しを図ることといたしました。

2023年度においても、安全の確保を前提としたコスト構造改革や、新たなお出かけ機会の創出、C B M (状態基準保全) の導入、自動運転 (G o A 2.5) の実現に向けた検討等、新技術やD Xの活用等により鉄道事業の進化に努めてまいります。都市・生活創造事業における不動産事業の拡大やお客様の「新たな日常」を支える各種事業の展開、また、海外鉄道ビジネスの拡大、新規ビジネスの開発を通じて成長を目指してまいります。さらに、社員の「自律」・「挑戦」・「協働」を促し、働きがいを高め、多様な人財が活躍できる職場づくりを推進するとともに、人権の尊重、組織体制・ガバナンスの強化により、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、全てのお客様が安全・安心で快適にご利用できる環境を整えるため、2023年3月より鉄道駅バリアフリー料金の収受を開始し、2025年度までのホームドア全路線整備をはじめ、各種バリアフリー設備整備を着実に推進してまいります。

なお、2023年3月に工事施行認可を申請した新線建設については、十分な公的支援を前提に、2030年代半ばの開業に向けて取り組んでまいります。

(「東京メトロプラン2024」に基づく取組について)

(1) コスト構造改革による持続可能な事業運営の実現

ポストコロナにおける行動変容を見据え、安全の確保を前提に、施工の優先順位や時期、仕様等、計画内容を見直すとともに、設備・業務のスリム化等の抜本的なコスト構造改革による固定費の削減にグループ一体となって取り組むことにより、持続可能な事業運営を実現してまいります。また、設備の状態監視の充実やA I・ビッグデータ分析技術の活用等により、コスト削減や保全業務の生産性向上を目指してまいります。

(2) さらなる安全・安心の提供と鉄道事業の進化による東京の多様な魅力と価値の向上

① 安全性・利便性の向上 (セキュリティ強化等)

激甚化する自然災害への対策、社会情勢の変化に応じたセキュリティ強化及び列車運行の安定性向上に向けた取組により、安全で安心な鉄道サービスを提供してまいります。

② 安全性・利便性の向上 (バリアフリー化促進)

2022年4月25日付けで国土交通省関東運輸局に対して届出を行い、2023年3月より収受を開始している「鉄道駅バリアフリー料金制度」も活用しつつ、ホームドアやエレベーター整備等のバリアフリー化を促進し、お客様の円滑な移動を実現してまいります。

③ 有楽町線延伸・南北線延伸等によるネットワーク発展・充実

経営に悪影響を及ぼさないよう、補助金等の十分な公的支援をもとに、鉄道ネットワークの強化を通じて、臨海部・都心部へのアクセス利便性の向上や沿線のまちづくりへの寄与、東京圏の国際競争力の強化に貢献してまいります。また、虎ノ門ヒルズ駅整備による交通結節機能の強化、駅・まち一体となったゆとりある空間の構築を図るほか、相互直通先の拡大を契機として地域間の連携とより一層の活性化を図り、各地域のさらなる発展に貢献してまいります。

④ 地域との連携・メトロの活用等による新たなお出かけ機会の創出

都内の観光地や商業施設等と連携し、City Tourism（東京の都市内観光）の促進や、ポイントサービスの魅力向上に向けた取組を進め、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したお出かけ機会を創出することによりお客様のwell-beingを実現し、地域の皆様とともに東京の魅力と価値を共創してまいります。また、「my! 東京Maas」を推進し、様々なサービスを提供する事業者と連携したお出かけを提案するとともに、多様な移動手段を一元的に提供し、お客様の利便性を高め、新たな需要を喚起してまいります。

⑤ 新技術の導入とDXによる鉄道オペレーションの進化

企業や研究機関等と連携した新技術の導入、開発やDXの推進を図るとともに、「将来にわたる安心の提供」の実現と「社員の新たな働き方」の確立に向けた「次世代型業務変革プロジェクト」を推進し、ポストコロナにおけるお客様の生活様式の変化や生産年齢人口の減少といった経営環境の変化に適切に対応することで、事業運営の持続性を向上させ、企業価値の向上を図ってまいります。

(3) 都市・生活創造事業の成長等により東京に集う一人ひとりの生き生きとした毎日に貢献

① 不動産事業の拡大とまちづくりとの連携

東京という「都市」を創造する不動産開発を強化していくとともに、駅周辺の都市開発と一体となって魅力的な空間の構築を図ることで、人やまちの進化に貢献してまいります。

② お客様の「新たな日常」を支える各種事業の展開

流通事業、広告事業及び情報通信事業の展開や成長を通じて、お客様の新たな日常を支え、ニーズに迅速に対応することにより、より豊かな生活の実現に貢献してまいります。

③ 海外鉄道ビジネスの拡大・新規ビジネスの開発推進

今後の当社の成長を支える源泉の1つとすべく、海外鉄道ビジネスへの参画やその拡大を図り、海外各都市の持続的な発展に向けた取組を進めるとともに、当社にないノウハウを持つ様々な分野の方々とのスピード感をもって連携し、社会の新しいニーズに合わせた事業の開発により、多様なライフ・ワークスタイルの実現に貢献してまいります。

(4) ESGの取組による持続可能な社会の実現への貢献

① 脱炭素・循環型社会への貢献

脱炭素社会への取組として、TCFD提言への賛同及び情報開示や、省エネルギー・再生可能エネルギー施策等を推進するとともに、循環型社会への取組として、資源の分別、リサイクルや廃棄物の削減等をより一層推進することで、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

② 安全文化の醸成、人財育成を通じた経営基盤の強化

各種訓練や研修を通じて、お客様の安全を第一に、安全・安定輸送の確保に対する社員の使命感・技術力を高めるとともに、時代のニーズに即した知識・技能を備えた人財を育成してまいります。また、社員の働きがいの創出や社員とその家族のこころとからだの健康づくりに取り組むことで、首都東京の都市機能を支える企業グループとして成長してまいります。さらに、デジタル技術の活用やデータ分析のさらなる推進のため、社内を牽引するデジタル人財の育成を強化し、業務変革や新しい領域でのビジネス展開につなげてまいります。

③ 人権の尊重やダイバーシティの推進、ガバナンス強化等を通じた経営基盤の強化

社員の「自律」・「挑戦」・「協働」を促し、働きがいを高め、多様な人財が活躍できる職場づくりを推進するとともに、サステナビリティ経営の推進を図るべく、ステークホルダーとの対話を通じて、各種取組を確実に実行してまいります。

当社グループは、中長期的視点で期待される様々な施策を実現していくとともに、新たな価値の創造により、持続的な企業価値の向上を図り、全てのステークホルダーから信頼され、選択され、支持される企業グループを目指してまいります。

5 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 2019年度	第17期 2020年度	第18期 2021年度	第19期 (当連結会計年度) 2022年度
営 業 収 益 (百万円)	433,147	295,729	306,904	345,370
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	74,910	△47,689	△20,497	19,694
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	51,391	△52,927	△13,397	27,771
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	88.45円	△91.10円	△23.06円	47.80円
総 資 産 (百万円)	1,734,788	1,762,461	1,812,967	2,002,821
純 資 産 (百万円)	710,106	644,412	618,360	633,344

当社の財産及び損益の状況

区 分	第16期 2019年度	第17期 2020年度	第18期 2021年度	第19期(当期) 2022年度
営 業 収 益 (百万円)	397,430	269,670	289,953	327,042
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	69,354	△49,161	△24,042	16,431
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	49,093	△51,595	△15,029	26,614
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	84.50円	△88.81円	△25.87円	45.81円
総 資 産 (百万円)	1,712,725	1,738,989	1,792,110	1,984,503
純 資 産 (百万円)	673,543	606,944	581,226	598,631

6 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（2023年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社メトロセルビス	10百万円	100.0%	鉄道駅の清掃及び警備等
株式会社メトロコマース	12百万円	100.0%	鉄道駅の運営管理、商業施設の運営（駅構内売店等の運営）
株式会社メトロステーションファシリティーズ	10百万円	100.0%	鉄道施設等の整備及び保守管理（駅設備関係）
メトロ車両株式会社	20百万円	100.0%	鉄道施設等の整備及び保守管理（車両関係）
株式会社メトロレールファシリティーズ	20百万円	100.0%	鉄道施設等の整備及び保守管理（土木構築物・建築物関係）
メトロ開発株式会社	30百万円	100.0%	鉄道施設等の整備（土木構築物関係）、商業施設の運営（高架下商業施設の運営）
株式会社地下鉄メンテナンス	20百万円	100.0%	鉄道施設等の整備及び保守管理（電気設備関係）
東京メトロ都市開発株式会社	106百万円	100.0%	不動産の賃貸及び管理
株式会社メトロプロパティーズ	10百万円	100.0%	商業施設の運営（Echika等駅構内及び駅周辺における商業施設及び飲食店舗の運営）
株式会社メトロアドエージェンシー	50百万円	100.0%	広告事業
株式会社メトロライフサポート	20百万円	100.0%	人事・厚生関係事業
株式会社メトロビジネスアソシエ	10百万円	100.0%	人事・経理・システムサービスに関する事務

(注) 2023年3月31日現在における当社の連結子会社は13社、持分法適用会社は4社であります。

7 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

8 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

9 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

10 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

1 1 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

（1）運輸業

当期末における営業路線、駅数、営業キロ及び保有車両数は、次のとおりであります。

線名	区間	駅数	営業キロ	保有車両数	備考
		駅	キロ	両	
銀座線	浅草～渋谷	19	14.2	240	
丸ノ内線	池袋～荻窪	25	24.2	318	
	中野坂上～方南町	3	3.2		
日比谷線	北千住～中目黒	22	20.3	308	東武伊勢崎線・日光線との相互直通運転を実施
東西線	中野～西船橋	23	30.8	520	J R中央線・総武線及び東葉高速線との相互直通運転を実施
千代田線	北綾瀬～代々木上原	20	24.0	398	J R常磐線及び小田急小田原線との相互直通運転を実施
有楽町線	和光市～新木場	24	28.3	550	東武東上線及び西武有楽町線・池袋線との相互直通運転を実施
副都心線	小竹向原～渋谷	11	11.9		東武東上線、西武有楽町線・池袋線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線との相互直通運転を実施 東急新横浜線及び相鉄新横浜線との直通運転を実施
半蔵門線	渋谷～押上	14	16.8	250	東急田園都市線及び東武伊勢崎線・日光線との相互直通運転を実施
南北線	目黒～赤羽岩淵	19	21.3	138	東急目黒線及び埼玉高速鉄道線との相互直通運転を実施 相鉄新横浜線との直通運転を実施
全線	—	180	195.0	2,722	

（注）各線で重複する駅は、各線ごとに1駅として計上しております。

事業報告

(2) 不動産事業

事業	事業内容
不動産事業	渋谷地下鉄ビルディング、渋谷マークシティ等で、ビル賃貸等を行っております。

(3) 流通・広告事業

事業	事業内容
流通事業	商業ビル、駅構内店舗、駅売店等の商業施設の展開及び各種提携クレジットカードの発行等を行っております。
広告事業	駅構内や電車内における広告媒体の運営・販売等を行っております。
情報通信事業	光ファイバーネットワークの芯線賃貸や通信事業者への営業許諾等を行っております。

1.2 主要な営業所（2023年3月31日現在）

(1) 当社

本社 東京都台東区

(2) 主要な子会社

株式会社メトロセルビス	本社	東京都台東区
株式会社メトロコマース	本社	東京都台東区
株式会社メトロステーションファシリティーズ	本社	東京都台東区
メトロ車両株式会社	本社	東京都台東区
株式会社メトロレールファシリティーズ	本社	東京都台東区
メトロ開発株式会社	本社	東京都中央区
株式会社地下鉄メンテナンス	本社	東京都台東区
東京メトロ都市開発株式会社	本社	東京都新宿区
株式会社メトロプロパティーズ	本社	東京都台東区
株式会社メトロアドエージェンシー	本社	東京都港区
株式会社メトロライフサポート	本社	東京都台東区
株式会社メトロビジネスアソシエ	本社	東京都台東区

1 3 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

	従業員数	前連結会計年度末比増減
運 輸 業	10,621人	257人減
不 動 産 事 業	142人	1人減
流 通 ・ 広 告 事 業	508人	23人増
そ の 他	300人	12人増
合 計	11,571人	223人減

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9,721人	159人減	38.6歳	13.1年

(注) 帝都高速度交通営団における勤続年数を通算した平均勤続年数は、全従業員で17.3年であります。

1 4 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借入額 (百万円)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	192,120
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	87,000
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	38,600
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	38,600
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	37,900
財 務 省	30,262
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	29,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	29,000
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	24,500
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	6,000

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入金 (総額20,000百万円) は含まれておりません。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- 1 発行可能株式総数 2,324,000,000株
- 2 発行済株式の総数 581,000,000株
- 3 株主数 2名

4 大株主

株主名	持株数	持株比率
財務大臣	310,343,185株	53.42%
東京都	270,656,815株	46.58%

5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	本 田 勝	—
代表取締役副会長	川 澄 俊 文	—
代表取締役社長	山 村 明 義	—
専 務 取 締 役	古 屋 俊 秀	経営企画本部長 サステナビリティ推進部担当
専 務 取 締 役	野 焼 計 史	鉄道本部長
専 務 取 締 役	黒 須 良 行	都市・生活創造本部長
常 務 取 締 役	西 倉 鉄 也	総務部及び広報部担当
常 務 取 締 役	渡 邊 良	財務部担当
常 務 取 締 役	小 坂 彰 洋	経営企画本部副本部長 経営企画本部経営管理部及び株式上場準備室並びに人事部担当
常 務 取 締 役	小 川 孝 行	鉄道本部副本部長 鉄道本部鉄道統括部、需要創出・マーケティング部及び営業部担当
取 締 役	中 澤 英 樹	鉄道本部副本部長 鉄道本部車両部及び電気部担当
取 締 役	是 澤 正 人	鉄道本部運転部長
取 締 役	徳 永 幸 久	資産管理部及びまちづくり連携プロジェクトチーム担当
取 締 役	杉 山 武 彦	—
常 勤 監 査 役	上 田 正 人	—
常 勤 監 査 役	徳 田 郁 生	—
監 査 役	齋 藤 宏	—
監 査 役	延 與 桂	—

- (注) 1 取締役杉山武彦氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2 監査役徳田郁生氏、齋藤宏氏及び延與桂氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3 2023年4月1日、組織改正により、取締役古屋俊秀氏の分掌業務を経営企画本部長、国際ビジネス部担当といたしました。

- 4 2023年4月1日、組織改正により、取締役小川孝行氏の分掌業務を鉄道本部副本部長、鉄道本部鉄道統括部、C X・マーケティング部及び営業部担当といたしました。
- 5 2023年4月1日、取締役是澤正人氏の分掌業務を鉄道本部運転部担当といたしました。
- 6 当社は、取締役杉山武彦氏、監査役上田正人氏、徳田郁生氏、齋藤宏氏及び延與桂氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

2 当期中に退任した監査役

氏名	退任時の地位及び担当	退任日	退任理由
白石 弥生子	監査役	2022年6月29日	辞任

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が法律上負担することになる、第三者訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役であります。

4 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により決定しており、その報酬は、月例による固定報酬とし、株主総会で決議された取締役の報酬総額の範囲内で、取締役の役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案し、取締役会の決議により決定することとしております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長山村明義が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職責を勘案して報酬内容を決定するには、業務執行を統括する代表取締役社長が適しているためであります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額 (基本報酬)	摘 要
取 締 役	14名	268百万円	うち社外取締役1名
監 査 役	5名	53百万円	うち社外監査役4名

- (注) 1 上記には、2022年6月29日をもって退任した監査役1名を含めております。
 2 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は、41百万円であります。
 3 上記報酬等の総額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用計上した、取締役分29百万円（うち社外取締役分0百万円）、監査役分4百万円（うち社外監査役分1百万円）を含めております。
 4 2022年6月29日開催の第18期定時株主総会の決議により、退任社外監査役1名に対し6百万円の退職慰労金を支払っております。
 5 取締役の報酬限度額は、年額300百万円であります。
 (2004年3月24日開催の創立総会決議 終結時点での取締役の員数12名（うち社外0名）)
 6 監査役の報酬限度額は、年額70百万円であります。
 (2004年3月24日開催の創立総会決議 終結時点での監査役の員数4名（うち社外3名）)

5 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(2) 主な活動状況

取締役杉山武彦氏は、当期開催の取締役会19回全てに出席しております。同氏につきましては、当該事業年度において当社が経営課題等に取り組む中で、交通経済学の第一人者としての豊富な識見と専門的な知識・経験から、当社の事業戦略等に関する意見や指摘を述べています。

監査役徳田郁生氏は、当期開催の取締役会19回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、適宜議案審議及び監査に必要な発言をしております。

監査役齋藤宏氏は、当期開催の取締役会19回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、適宜議案審議及び監査に必要な発言をしております。

監査役延與桂氏は、2022年6月29日就任以来開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席し、適宜議案審議及び監査に必要な発言をしております。

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
報酬等の額	84百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	89百万円

- (注) 1 当社会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの総額を記載しております。
- 2 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

4 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積金額の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等解任又は不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会計監査人が現に業務の停止処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、その処分に係る事項

該当事項はありません。

7 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

該当事項はありません。

8 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

9 辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

コンプライアンスの推進、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性・効率性の向上及び資産の保全の4つの目的を達成するため、当社における内部統制システムの基本方針を次のとおり決議しております。

1 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する規程及び行動基準に基づき、取締役社長を最高推進責任者とする体制のもと、コンプライアンスを重視した職務の執行を推進します。
- ・総括推進責任者（最高推進責任者の指名した取締役）を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、必要な案件を協議します。
- ・監査室は、各部門の業務全般について内部監査に関する規程に基づき監査を実施します。
- ・コンプライアンスの一層の浸透を図るため、全ての役職員を対象とする研修を継続的に実施します。
- ・内部通報制度を設け、コンプライアンスに反する行為又は疑問のある行為に対して適切に対処します。内部通報をした者に対しては、内部通報制度を活用したことを理由として、不利益な取扱いはいりません。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備及び運用します。
- ・秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは決して関係を持たず、反社会的勢力の活動を助長するような行為は行いません。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る文書に関し、文書管理に関する規程に基づき適切に保存及び管理します。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクマネジメントに関する規程及び基本方針に基づき、取締役社長を最高推進責任者とする体制のもと、リスク管理体制を構築し、具体的リスクへの対応を適切に実施します。
- ・総括推進責任者（最高推進責任者の指名した取締役）を委員長とするリスクマネジメントに関する委員会を設置し、必要な案件を協議します。
- ・鉄道輸送の安全確保のため、事故、災害及び不測の異常事態に関しては、事故、災害等の対策に関する規程に基づき適切に対応するほか、鉄道輸送についてさらなる安全管理体制の充実を図ります。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社長を議長とする取締役会を開催し、経営に関する最重要事項の審議、取締役の職務執行状況の監督等を行うほか、経営の機動的かつ円滑な遂行のために、社長を議長とする経営会議を開催し、経営に関する重要事項を審議します。
- ・取締役会において中期経営計画に基づく経営目標値及び業績評価指標を踏まえた年度計画を策定し、業績の管理を行います。
- ・業務組織、業務分掌、職制及び職務権限に関する規程に基づき、組織的かつ効率的な職務執行を図ります。

5 当社及び当社子会社（以下「グループ会社」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する規程に基づき、コンプライアンス及びリスクマネジメントへの取組を、グループ全体として推進します。さらに、内部通報制度の相談・通報範囲をグループ全体とします。内部通報をした者に対しては、内部通報制度を活用したことを理由として、不利益な取扱いはいりません。
- ・グループ会社管理に関する規程に基づき、グループ全体の適正かつ効率的な業務執行を図ります。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制を、グループ全体の取組として推進します。
- ・グループ会社は、グループ会社管理に関する規程の定めるところに従い、当社に報告し、決定に際しては、当社の承認を経るものとします。
- ・監査室は、グループ会社の業務全般について内部監査に関する規程に基づき監査を実施します。

6 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査役室は業務執行部門から独立した組織とし、監査役室長は監査役の命を受け、監査役の監査に関する補助業務を行います。
- ・監査役室に室長を含む使用人数名を置き、監査業務を補助すべき専属の使用人とします。
- ・監査役室の使用人の人事については、監査役と事前協議します。

7 当社の監査役への報告に関する体制

- ・監査室は、内部監査結果について取締役社長に報告後、監査役に報告します。
- ・取締役及び使用人は、監査役に対し、計算書類及びその附属明細書、株主総会に提出する議案及び書類並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び後発事象に関する文書を提出するとともに、業務執行に関する重要な決裁文書等の文書類を回付し、説明を行います。

- ・取締役及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、監査役会において報告を行います。
- ・取締役及び使用人は、グループ会社管理に関する規程の定めるところに従い、グループ会社の取締役及び使用人から報告を受け、監査役に報告します。
- ・上記の報告をした者に対しては、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いはいりません。

8 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行います。
- ・取締役は、監査役が重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるよう措置します。
- ・監査室及び会計監査人は、監査役又は監査役会に、監査に関する報告をするほか、相互の監査計画についての意見の交換を図り、連絡を密にします。
- ・監査役又は監査役会は、その職務の執行上必要がある場合は、社長の承認を得て監査役室以外の使用人に臨時に監査に関する業務を行わせることができます。
- ・監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、監査役監査規程の定めに従い、会社に請求することができます。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

グループ全体でのコンプライアンス意識の向上を図るため、様々な機会で開催して研修を実施しています。当期は、当社グループの全ての社員を対象とした全社員研修のほか、経営層向けコンプライアンス・リスクマネジメント講演会、新入社員研修、本社社員向け企業法務研修等の各種研修を実施しました。

また、内部通報制度として「企業倫理向上窓口」を社内及び社外に設置し、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けています。寄せられた相談・通報内容については社内調査を実施し、必要な対策を講じるなど、適切に対応しました。

このほか、反社会的勢力への対応として、取引先の信用調査に関する体制を整備し、新規取引先との取引開始時には外部調査機関等を活用した信用調査を実施するとともに、取引先と契約する際には、契約書に必ず反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしています。

なお、コンプライアンスへの取組については年度ごとに取組計画を策定し、その取組状況を「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において四半期ごとに確認しています。

(2) リスクマネジメント

各部門及びグループ会社において全てのリスクの洗い出しを行ったうえで取組計画を策定し、リスクマネジメントに取り組んでいます。当期は、全社リスクとして「感染症リスク」、「自然災害リスク」、「無差別襲撃リスク」、「ハラスメントリスク」、「サイバーセキュリティリスク」、「インフラ老朽化リスク」を選定してグループ全体で取り組み、個別リスクとして各部・各社が選定したリスク対策に取り組ましました。また、事業継続計画（BCP）がより実効的なものとなるよう、訓練等を通じて適宜見直しを行っています。

なお、リスクマネジメントについてもコンプライアンスと同様に、その取組状況を「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において四半期ごとに確認しています。

(3) 内部監査、財務報告に係る内部統制

内部監査計画に従い業務監査を実施したほか、財務報告に係る内部統制について有効性の評価を実施しました。

(4) グループ管理体制

当社同様グループ会社においても、コンプライアンス研修やリスク対策を行うなど、グループ全体でコンプライアンス及びリスクマネジメントに取り組んでいます。また、内部監査計画に従い業務監査を実施したほか、財務報告に係る内部統制について有効性の評価を実施しました。

なお、グループ会社管理に関する規程に基づき、必要な報告をグループ各社から受けるほか、重要事項の決定については承認申請を受け、確認したうえで関係各部にて承認するなど、適正かつ効率的な業務執行を図っています。

(5) 監査役の監査体制

監査役が取締役会及び経営会議に出席し、必要に応じて意見を述べるよう措置しており、開催された取締役会及び経営会議には、いずれも監査役が出席し、適宜議案審議及び監査に必要な発言を行いました。

また、業務執行に関する重要な決裁文書等の文書類を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めているほか、当社代表取締役・当社監査室・会計監査人それぞれと意見交換を行うなど、監査業務の有効性の確保に努めています。

7 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

該当事項はありません。

以上

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	334,139	流動負債	171,242
現金及び預金	38,982	支払手形及び買掛金	1,211
新線建設推進資金信託	192,120	1年内償還予定の社債	30,000
受取手形、売掛金及び契約資産	3,198	1年内返済予定の長期借入金	11,087
未収運賃	26,193	未払金	57,121
未収税金	8,405	未払消費税等	8,128
有価証券	50,000	未払法人税等	4,386
商貯蔵品の他	45	前受引当金	16,349
貸倒引当金	7,854	与損失引当金	11,802
	7,359	撤去の引当金	156
	△20	その他	31,000
固定資産	1,668,681	固定負債	1,198,234
有形固定資産	1,494,509	社債	577,000
建物及び構築物	940,372	長期借入金	329,781
機械装置及び運搬具	202,930	新線建設推進長期借入金	192,120
土地	176,630	役員退職慰労引当金	299
建設仮勘定の他	165,712	環境安全対策引当金	294
	8,862	撤去損失引当金	3,218
無形固定資産	99,549	退職給付に係る負債	72,781
		資産除去債務	2,648
投資その他の資産	74,622	その他	20,090
投資有価証券	2,370	負債合計	1,369,476
長期貸付金	24	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	20,928	株主資本	630,245
繰延税金資産	49,033	資本剰余金	58,100
貸倒引当金	2,390	利益剰余金	62,167
	△123		509,978
		その他の包括利益累計額	3,099
		その他有価証券評価差額金	△0
		為替換算調整勘定	27
		退職給付に係る調整累計額	3,071
資産合計	2,002,821	純資産合計	633,344
		負債純資産合計	2,002,821

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		345,370
営業費用及び一般管理費	269,072	
運販売費及び一般管理費	48,520	317,592
営業利益		27,777
営業外収益		
受取利息及び配当金	12	
受取受託工賃	284	
受取物品売却益	552	
持分法による投資利益	498	
固定資産維持管理協力金	280	
その他	853	2,480
営業外費用		
支払の利息	10,222	
その他	340	10,563
経常利益		19,694
特別利益		
補助施設受贈財産評価額	2,436	
工事負担金の受入	1,335	
その他	1,145	
	318	5,236
特別損失		
固定資産の圧縮損	4,479	
その他	488	4,968
税金等調整前当期純利益		19,962
法人税、住民税及び事業税	4,117	
法人税等調整額	△11,927	△7,809
当期純利益		27,771
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		27,771

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高	58,100	62,167	491,502	611,769
当期変動額				
剰余金の配当			△9,296	△9,296
親会社株主に帰属する 当期純利益			27,771	27,771
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	18,475	18,475
当期末残高	58,100	62,167	509,978	630,245

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定 調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△88	△1	6,681	6,591	618,360
当期変動額					
剰余金の配当					△9,296
親会社株主に帰属する 当期純利益					27,771
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	88	28	△3,609	△3,492	△3,492
当期変動額合計	88	28	△3,609	△3,492	14,983
当期末残高	△0	27	3,071	3,099	633,344

連結計算書類

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 13社

連結子会社は、東京メトロ都市開発(株)、(株)メトロセルビス、(株)メトロコマース、メトロ開発(株)、(株)メトロライフサポート、(株)地下鉄メンテナンス、メトロ車両(株)、(株)メトロフルール、(株)メトロプロパティーズ、(株)メトロアドエージェンシー、(株)メトロレールファシリティーズ、(株)メトロステーションファシリティーズ及び(株)メトロビジネスアソシエであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 非連結子会社

非連結子会社は、VIETNAM TOKYO METRO ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANYの1社であり、会社に対する投資について持分法を適用しております。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 関連会社

関連会社は、渋谷熱供給(株)、(株)はとバス及び日本コンサルタンツ(株)の3社であり、これらすべての会社に対する投資について持分法を適用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア 有価証券

その他有価証券

(ア) 市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等による時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております)

(イ) 市場価格のない株式等

総平均法による原価法によっております。

イ 棚卸資産

(ア) 商品

主として売価還元法による原価法によっております。

連結計算書類

(イ) 貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、取替資産については取替法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 12年～75年

機械装置及び運搬具 5年～17年

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

施設利用権 5年～42年

ソフトウェア（自社利用） 5年

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

エ 環境安全対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

オ 撤去損失引当金

契約に基づき将来発生が見込まれる固定資産等に関する当社が負担すべき撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における撤去費用見込額を計上しております。

連結計算書類

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し履行義務を充足した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ア 定期運輸収入

運送約款等に基づき、定期乗車券の有効期間にわたり同一の区間及び経路について列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、有効期間の開始日の属する月から有効期間の経過に応じて収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

イ 定期外運輸収入

運送約款等に基づき、列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、当該履行義務は顧客への乗車券類等の発売日とサービス提供日は概ね一致していることから、顧客に発売した時点で収益を認識しております。取引の対価は通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

ウ 流通事業収入

主に駅構内や周辺の商業施設等における商品の販売及びサービスの提供から得られる収入であり、当社グループの履行義務が代理人に該当する取引について、受け取る対価の総額から第三者への支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。取引の対価は主に月次で請求しており、請求日から概ね翌月末までに受領しております。

エ 広告事業収入

主に駅構内や電車内における広告媒体の販売から得られる収入であり、顧客の広告を契約期間にわたり掲出し経過期間に応じて履行義務が充足されるため、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。取引の対価は主に月次で請求しており、請求日から概ね翌月末までに受領しております。

オ 情報通信事業収入

主に当社鉄道施設における携帯電話に係る諸設備の営業許諾を行っており、サービスの提供に伴い一定期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主に、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

イ 退職給付に係る会計処理の方法

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理しております。

ウ 工事負担金等の処理

地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等相当額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更)

(有形固定資産の減価償却方法及び耐用年数の変更)

当社及び連結子会社は従来、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より、主として定額法に変更しております。

当社はこれまで、東京2020大会の開催に照準を合わせ、バリアフリー設備やホームドアの設置、新型車両の導入など、鉄道施設の整備拡充を集中的に推進してきました。

本年度を開始年度とする中期経営計画においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式や社会経済環境の変化を受けた事業の見直しを踏まえ、設備投資額はキャッシュフローの範囲内とすること、維持更新など事業運営の維持継続に不可欠な基礎的投資については減価償却費の範囲内とすることを基本方針として掲げました。したがって、今後は、鉄道施設の更なる充実を図りながらも、これまで築いてきた鉄道施設の機能維持に軸足を移し、平準化した設備投資計画のもとで安定的に実施していくこととなります。

こうした状況を踏まえ、鉄道事業をはじめとする有形固定資産全体の将来の経済的便益の費消パターンを再検討したところ、設備の安定的な稼働が見込まれることから、有形固定資産の減価償却方法を主として定額法に変更することが、経済実態をより適切に反映すると判断しました。

また、従来、当社グループの有形固定資産の耐用年数は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりましたが、減価償却方法の変更を契機に、当連結会計年度より耐用年数を経済的な使用可能予測期間に見直しております。この見直しは、有形固定資産の物理的耐用年数及びその使用実績等を総合的に勘案して決定しました。

この結果、従来の方々と比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ15,104百万円増加しております。

連結計算書類

(収益認識に関する注記)

1 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの収益を、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	運輸	不動産	流通・広告	その他	合計
定期運輸収入	111,990	－	－	－	111,990
定期外運輸収入	169,374	－	－	－	169,374
その他運輸業収入	28,381	－	－	－	28,381
不動産事業収入	－	2,309	－	－	2,309
流通事業収入	－	－	7,693	－	7,693
広告事業収入	－	－	3,875	－	3,875
情報通信事業収入	－	－	4,385	－	4,385
その他	－	－	－	493	493
顧客との契約から生じる収益	309,746	2,309	15,953	493	328,503
その他の収益	339	11,348	5,178	－	16,866
合計	310,085	13,658	21,132	493	345,370

2 収益を理解するための基礎となる情報

4 会計方針に関する事項の(4)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点であります。

契約負債は、主として運輸業における定期乗車券について、顧客から受け取った前受対価に関連するものであり、有効期間が6か月以内であるため、1年以内に収益を認識しております。

連結計算書類

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	30,819	35,525
契約資産	311	365
契約負債	19,531	20,669

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収運賃」及び「未収金」に含まれており、契約負債は、「前受運賃」、流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

- 1 前連結会計年度において、連結損益計算書の特別利益に独立掲記しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度の「固定資産売却益」は、100百万円であります。
- 2 前連結会計年度において、連結損益計算書の営業外収益に独立掲記しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度の「助成金収入」は、199百万円であります。
- 3 前連結会計年度において、連結損益計算書の特別利益の「その他」に含めておりました「補助金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。
なお、前連結会計年度における「補助金」は、293百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

当社グループは、連結計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っております。当社グループの業績は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け鉄道等のご利用が大幅に減少しており、見積りの前提となる業績の見通しについても大きな影響を受けております。この影響を会計上の見積りに反映するにあたり、主として次のような仮定を置いております。

連結計算書類

当社グループは、主な収益である旅客運輸収入についての見積りを基礎として、運輸業をはじめ、各セグメントの将来にわたる経営状況を予測しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は、感染症法上の「5類」への引き下げを契機に社会経済活動が活発化し、行動制限等を要しないポストコロナへ向かうものと仮定しております。一方で、人々の意識や行動、社会構造の大きな変化はポストコロナにおいても継続するものと認識しており、旅客運輸収入は新型コロナウイルス感染症の影響拡大前の水準には戻らないものと仮定しております。

また、燃料費の高騰に伴う電気料金の大幅な増等、社会経済環境の変化等を踏まえ、2023年度以降の当社グループに係る様々な制度や事象を考慮し、2023年度以降の旅客運輸収入をはじめとした将来収支を見積もっております。

この見積りをもとに策定した合理的な計画に基づき、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性について見積りを行っております。

なお、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、今後の感染症の再拡大や収束時期を正確に予測することは困難であります。したがって、見積りには不確実性を伴い、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(1) 固定資産の減損

(ア) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
-百万円

(イ) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 金額の算出方法

当社グループでは、減損の認識の判定及び回収可能額の算定に際し、合理的な計画に基づきそれらを見積っております。

なお、資産のグルーピングについては、独立したキャッシュ・フローを生み出す単位を構成する物件を1つのグルーピングとしております。ただし、鉄道事業における固定資産についてはネットワーク性に鑑み、単一のグルーピングとして整理しております。

また、減損損失の測定にあたって割引率を用いる際、加重平均資本コストを採用することとしております。

② 主要な仮定

上述の計画を主な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、見込んだ収益が得られなかった場合、又は算出の前提条件に変更があった場合には、減損損失の発生に重要な影響を与える可能性があります。

連結計算書類

(2) 繰延税金資産の回収可能性

(ア) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

49,033百万円

(イ) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 金額の算出方法

当社グループでは、合理的な計画に基づき、将来の課税所得の発生時期や主要な一時差異等の項目にかかる解消年度のスケジュールリングを行い、企業分類を判定し、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

上述の計画を主な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 新線建設推進長期借入金及び新線建設推進資金信託

有楽町線延伸（豊洲・住吉間）、南北線延伸（品川・白金高輪間）及び豊洲駅の改良事業（以下「有楽町線、南北線延伸事業等」という。）のため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）より資金を借入れ、分別管理を目的として信託を設定しております。

2 担保に供している資産及び担保付債務

東京地下鉄株式会社法第3条及び附則第14条第1項の規定により、当社の総財産を社債607,000百万円の一般担保に供しております。

3 有形固定資産の減価償却累計額 1,896,718百万円

4 国庫補助金、工事負担金等による固定資産の圧縮記帳累計額 473,260百万円

なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）に伴う圧縮記帳累計額は456,625百万円、取用等に伴う圧縮記帳累計額は16,635百万円となっております。

連結計算書類

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 581,000,000株
- 2 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	9,296	16	2022年3月31日	2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

- 1 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの所要資金は、設備投資資金、社債償還及び借入金返済のための借換資金並びに運転資金に大別しております。このうち、設備投資資金及び借換資金については、社債発行や銀行等からの長期借入により調達し、運転資金の一時的な不足については、銀行からの短期借入により調達する方針であります。

また、一時的な余資については、年度ごとの資金運用方針に基づき、安全性の高い金融資産で運用しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

新線建設推進資金信託は、有楽町線、南北線延伸事業等のため、鉄道・運輸機構より借り入れた資金の分別管理を目的として設定しており、信託財産は預金であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、未収運賃並びに未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引相手ごとに期日及び残高を把握することにより管理しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払消費税等並びに未払法人税等は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。

社債及び長期借入金は、主として設備投資及び前身の帝都高速度交通営団時代の地下鉄ネットワークの整備拡充に必要な資金の調達を目的としたものであります。また、新線建設推進長期借入金は、有楽町線、南北線延伸事業等のため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、総額192,120百万円を鉄道・運輸機構より借り入れたものであります。これらはすべて固定金利であり、また、返済・償還期限が長期間となっており、将来の想定外の事由によるフリー・キャッシュ・フローの減少に伴い、支払期日に支払いを実行できなくなるリスクに晒されております。

連結計算書類

2 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,031百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収運賃、未収金、有価証券、支払手形及び買掛金、未払金、未払消費税等並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

新線建設推進資金信託は、信託財産構成物がすべて預金であるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	338	338	-
資産計	338	338	-
(2) 社債	607,000	557,814	△49,186
(3) 長期借入金	340,868	334,694	△6,174
(4) 新線建設推進長期借入金	192,120	186,528	△5,591
負債計	1,139,988	1,079,036	△60,952

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	338	-	-	338

連結計算書類

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	557,814	-	557,814
長期借入金	-	334,694	-	334,694
新線建設推進長期借入金	-	186,528	-	186,528

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格（売買参考統計値）に基づき評価しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び新線建設推進長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法等によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金のうち、財政投融資資金及び新線建設推進長期借入金については、法令等に基づく特殊な金銭債務であり、同様の手段での再調達が困難なため、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で、元利金の合計額を割り引いた現在価値により算定しております。

2 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	30,000	10,000	-	20,000	40,000	507,000
長期借入金	11,087	32,086	40,312	23,666	32,920	200,794
新線建設推進長期借入金	-	-	-	-	-	192,120
リース債務	354	225	164	121	60	-
合計	41,442	42,312	40,477	43,788	72,980	899,914

連結計算書類

(賃貸等不動産に関する注記)

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び商業施設等を有しております。2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,447百万円（賃貸収益は営業収益に、賃貸費用は営業費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
58,533	1,466	59,999	110,168

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度増減額のうち、主な増減額は不動産の取得によるものであります。

3 連結決算日における時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準に基づく価額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等であります。

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,090円09銭
1株当たり当期純利益	47円80銭

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
鉄道事業	事業収	308,778	
営業	業利	295,393	
			13,385
関連事業	事業収	18,263	
営業	業利	8,225	
			10,038
全事業	業利益		23,423
営業	外収		
受取	利息及び配当	1,786	
受取	物品	284	
受取	工売の	561	
受取	事務却	934	
			3,567
営業	外費用		
支払	利息	10,257	
支払	その他	301	
			10,558
経常	利益		16,431
特別	利益		
補助	助贈財産評価	2,436	
鉄道	施設受贈	1,335	
工事	負担金の	1,145	
工事	等受入	323	
			5,241
特別	損失		
固定	資産の	4,479	
固定	圧縮	395	
			4,875
税引	当期純利益		16,797
法人	税、住民税	2,430	
法人	税等調整	△12,246	
			△9,816
当期	純利益		26,614

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本合計
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	58,100	62,167	434,000	27,046	461,046	581,313
当期変動額						
剰余金の配当				△9,296	△9,296	△9,296
当期純利益				26,614	26,614	26,614
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	17,318	17,318	17,318
当期末残高	58,100	62,167	434,000	44,364	478,364	598,631

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△87	581,226
当期変動額		
剰余金の配当		△9,296
当期純利益		26,614
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	87	87
当期変動額合計	87	17,405
当期末残高	-	598,631

計算書類

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外
のもの

決算日の市場価格等による時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、取替資産については取替法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 12年～50年

構築物 12年～75年

車両 13年

機械装置 5年～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

施設利用権 5年～42年

ソフトウェア(自社利用) 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

計算書類

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 環境安全対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(6) 撤去損失引当金

契約に基づき将来発生が見込まれる固定資産等に関する当社が負担すべき撤去費用に備えるため、当事業年度末における撤去費用見込額を計上しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し履行義務を充足した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

計算書類

(1) 定期運輸収入

運送約款等に基づき、定期乗車券の有効期間にわたり同一の区間及び経路について列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、有効期間の開始日の属する月から有効期間の経過に応じて収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

(2) 定期外運輸収入

運送約款等に基づき、列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、当該履行義務は顧客への乗車券類等の発売日とサービス提供日は概ね一致していることから、顧客に発売した時点で収益を認識しております。取引の対価は通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 工事負担金等の処理

地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等相当額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更)

(有形固定資産の減価償却方法及び耐用年数の変更)

従来、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用していましたが、当事業年度より、主として定額法に変更しております。

当社はこれまで、東京2020大会の開催に照準を合わせ、バリアフリー設備やホームドアの設置、新型車両の導入など、鉄道施設の整備拡充を集中的に推進してきました。

本年度を開始年度とする中期経営計画においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式や社会経済環境の変化を受けた事業の見直しを踏まえ、設備投資額はキャッシュフローの範囲内とすること、維持更新など事業運営の維持継続に不可欠な基礎的投資については減価償却費の範囲内とすることを基本方針として掲げました。したがって、今後は、鉄道施設の更なる充実を図りながらも、これまで築いてきた鉄道施設の機能維持に軸足を移し、平準化した設備投資計画のもとで安定的に実施していくこととなります。

こうした状況を踏まえ、鉄道事業をはじめとする有形固定資産全体の将来の経済的便益の費消パターンを再検討したところ、設備の安定的な稼働が見込まれることから、有形固定資産の減価償却方法を主として定額法に変更することが、経済実態をより適切に反映すると判断しました。

また、従来、有形固定資産の耐用年数は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりましたが、減価償却方法の変更を契機に、当事業年度より耐用年数を経済的な使用可能予測期間に見直しております。この見直しは、有形固定資産の物理的耐用年数及びその使用実績等を総合的に勘案して決定しました。

この結果、従来の方と比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,037百万円増加しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、重要な会計方針に係る事項に関する注記の4 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(表示方法の変更に関する注記)

1 前事業年度において、損益計算書の営業外収益に独立掲記しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度における「助成金収入」の金額は1百万円であります。

2 前事業年度において、損益計算書の特別利益に独立掲記しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度における「固定資産売却益」の金額は98百万円であります。

3 前事業年度において、損益計算書の特別利益の「その他」に含めておりました「補助金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度における「補助金」の金額は293百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

当社は、計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っております。当社の業績は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け鉄道等のご利用が大幅に減少しており、見積りの前提となる業績の見通しについても大きな影響を受けております。この影響を会計上の見積りに反映するにあたり、主として次のような仮定を置いております。

当社は、主な収益である旅客運輸収入についての見積りを基礎として、鉄道事業等の将来にわたる経営状況を予測しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は、感染症法上の「5類」への引き下げを契機に社会経済活動が活発化し、行動制限等を要しないポストコロナへ向かうものと仮定しております。一方で、人々の意識や行動、社会構造の大きな変化はポストコロナにおいても継続するものと認識しており、旅客運輸収入は新型コロナウイルス感染症の影響拡大前の水準には戻らないものと仮定しております。

計算書類

また、燃料費の高騰に伴う電気料金の大幅な増等、社会経済環境の変化等を踏まえ、2023年度以降の当社に係る様々な制度や事象を考慮し、2023年度以降の旅客運輸収入をはじめとした将来収支を見積っております。

この見積りをもとに策定した合理的な計画に基づき、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性について見積りを行っております。

なお、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、今後の感染症の再拡大や収束時期を正確に予測することは困難であります。したがって、見積りには不確実性を伴い、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
-百万円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

ア 金額の算出方法

当社では、減損の認識の判定及び回収可能額の算定に際し、合理的な計画に基づきそれらを見積もっております。

なお、資産のグルーピングについては、独立したキャッシュ・フローを生み出す単位を構成する物件を1つのグルーピングとしております。ただし、鉄道事業における固定資産についてはネットワーク性に鑑み、単一のグルーピングとして整理しております。

また、減損損失の測定にあたって割引率を用いる際、加重平均資本コストを採用することとしております。

イ 主要な仮定

上述の計画を主な仮定としております。

ウ 翌事業年度の計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、見込んだ収益が得られなかった場合、又は算出の前提条件に変更があった場合には、減損損失の発生に重要な影響を与える可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
48,605百万円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

ア 金額の算出方法

当社では、合理的な計画に基づき、将来の課税所得の発生時期や主要な一時差異等の項目にかかる解消年度のスケジュールリングを行い、企業分類を判定し、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

イ 主要な仮定

上述の計画を主な仮定としております。

計算書類

ウ 翌事業年度の計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1 新線建設推進長期借入金及び新線建設推進資金信託

有楽町線延伸（豊洲・住吉間）、南北線延伸（品川・白金高輪間）及び豊洲駅の改良事業のため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構より資金を借り入れ、分別管理を目的として信託を設定しております。

2 担保に供している資産及び担保付債務

東京地下鉄株式会社法第3条及び附則第14条第1項の規定により、総財産を社債607,000百万円の一般担保に供しております。

3 有形固定資産の減価償却累計額 1,881,656百万円

4 事業用固定資産の内訳

有形固定資産

土地	171,321百万円
建物	194,739百万円
構築物	740,175百万円
車両	132,654百万円
その他	77,659百万円
無形固定資産	99,068百万円

5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,084百万円
短期金銭債務	40,911百万円
長期金銭債務	2,655百万円

6 国庫補助金、工事負担金等による固定資産の圧縮記帳累計額 473,260百万円

なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）に伴う圧縮記帳累計額は456,625百万円、収用等に伴う圧縮記帳累計額は16,635百万円となっております。

計算書類

(損益計算書に関する注記)

1 営業収益の合計	327,042百万円
2 営業費の内訳	
運送営業費	202,287百万円
販売費及び一般管理費	17,687百万円
諸税	14,166百万円
減価償却費	69,476百万円
3 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	7,512百万円
営業費	37,970百万円
営業取引以外の取引による取引高	9,359百万円

(退職給付に関する注記)

1 採用している退職給付制度の概要	
当社は確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。	
なお、当社は2009年4月に適格退職年金制度の廃止及び退職一時金の制度変更を行い、また、2018年4月に確定給付型年金及び退職一時金の制度変更を行っております。	
2 退職給付債務に関する事項 (2023年3月31日現在)	
ア 退職給付債務	△166,400百万円
イ 年金資産	118,690百万円
ウ 未積立退職給付債務 (ア+イ)	△47,710百万円
エ 未認識過去勤務費用	△4,243百万円
オ 未認識数理計算上の差異	△88百万円
カ 貸借対照表計上額純額 (ウ+エ+オ)	△52,041百万円
キ 前払年金費用	13,893百万円
ク 退職給付引当金 (カ-キ)	△65,935百万円
3 退職給付費用に関する事項	
ア 勤務費用	6,677百万円
イ 利息費用	1,191百万円
ウ 長期期待運用収益	△2,513百万円
エ 過去勤務費用の費用処理額 (△：費用の減額)	△385百万円
オ 数理計算上の差異の費用処理額 (△：費用の減額)	△14百万円
カ 退職給付費用 (ア+イ+ウ+エ+オ)	4,955百万円

計算書類

4 退職給付債務等の計算基礎

	給付算定式基準
ア 退職給付見込額の期間配分方法	
イ 割引率	0.71%
ウ 長期期待運用収益率	2.0%
エ 過去勤務費用の額の処理年数	15年
オ 数理計算上の差異の処理年数	15年
カ 予想昇給率	5.2%

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	23,155百万円
退職給付引当金	20,176百万円
未収連絡運賃	158百万円
賞与引当金	3,037百万円
期渡撤去工事	2,187百万円
関係会社株式（事業再編に伴う税効果額）	882百万円
投資有価証券等評価損	2,684百万円
環境安全対策引当金	89百万円
資産除去債務	779百万円
減損損失	762百万円
撤去損失引当金	1,032百万円
未払事業税等	466百万円
その他	2,357百万円
繰延税金資産小計	57,771百万円
評価性引当額	△4,889百万円
評価性引当額小計	△4,889百万円
繰延税金資産合計	52,881百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	4,251百万円
その他	24百万円
繰延税金負債合計	4,276百万円
繰延税金資産の純額	48,605百万円

計算書類

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.0%
評価性引当額の増減	△83.8%
法人住民税均等割	0.4%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△58.4%</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	(被所有) 直接 53.42	資金の借入等	借入金の返済	6,624	1年内返済予定の長期借入金	6,086
						長期借入金	24,176
				利息の支払	772	未払費用	63

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 財務省からの借入金の利率は1.20%~4.90%、最終償還日は2033年3月20日であります。

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,030円35銭
1株当たり当期純利益	45円81銭

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

東京地下鉄株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小口 誠司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京地下鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京地下鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より主として定額法に変更するとともに、減価償却方法の変更を契機に当連結会計年度より有形固定資産の耐用年数を見直している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

東京地下鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小口 誠司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京地下鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、当事業年度より主として定額法に変更するとともに、減価償却方法の変更を契機に当事業年度より有形固定資産の耐用年数を見直している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程等に準拠し、監査計画に従い、インターネット等を一部活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

ウ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

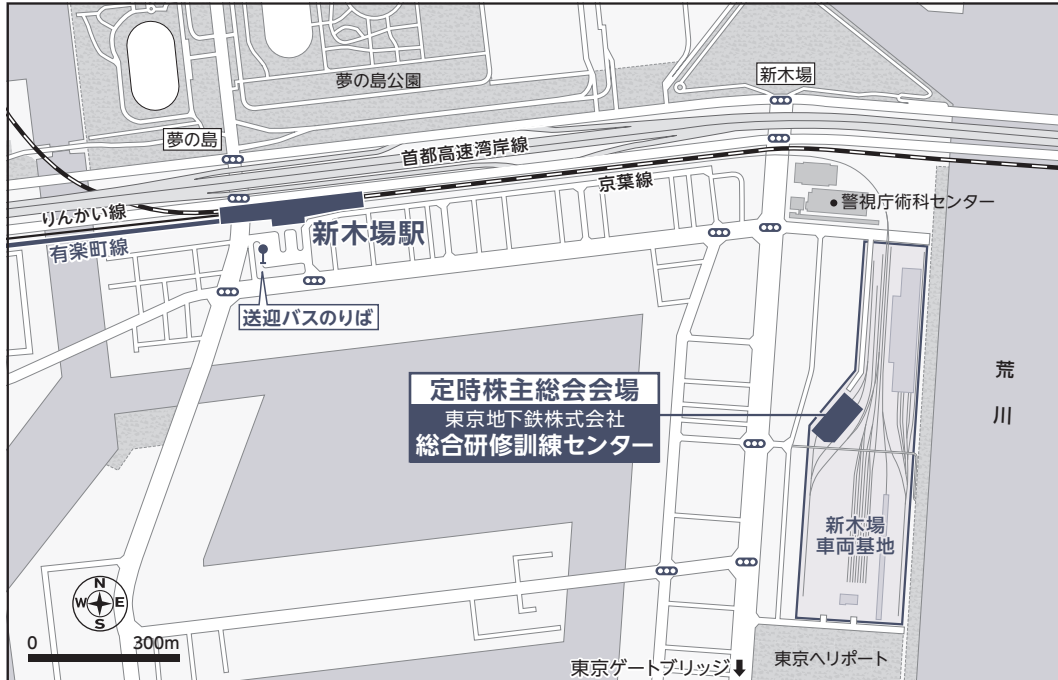
2023年5月18日

東京地下鉄株式会社 監査役会

常勤監査役	上 田 正 人 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	徳 田 郁 生 ㊟
監査役（社外監査役）	齋 藤 宏 ㊟
監査役（社外監査役）	延 與 桂 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



会場 東京都江東区新木場四丁目4番15号
東京地下鉄株式会社 総合研修訓練センター